

約款・規程集の一部改定のご案内

2025 年 6 月
おきぎん証券株式会社

第 1 章 総合取引約款

(下線部分変更)

新	旧
第 4 節 報告・連絡 第14条 (取引報告書) 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時等交付書面」として、取引報告書(以下「取引報告書」といいます。))を遅滞なく、お客さまに交付いたします(郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です)。 第15条 (取引残高報告書等) (1)～(2) (現行通り) (3) 当社は、第 1 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているもの(電磁的方法により提供された当該書面に記載すべき事項を含みます。))については、第 1 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② (現行通り) (4)～(7) (現行通り)	第 4 節 報告・連絡 第14条 (取引報告書) 当社はご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第 37 条の 4 の規定に基づく「契約締結時等交付書面」として、取引報告書(以下「取引報告書」といいます。))を遅滞なく、お客さまに交付いたします(郵送または「金融商品取引業等に関する内閣府令」等に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下、取引残高報告書についても同様です)。 第15条 (取引残高報告書等) (1)～(2) (省 略) (3) 当社は、第 1 項に定める残高照合のためのご報告のうち、次の各号に掲げる書面に記載されているものについては、第 1 項の規定にかかわらず、残高照合のためのご報告を行わないことがあります。 ① 個別のデリバティブ取引等に係る契約締結時等交付書面 ② (省 略) (4)～(7) (省 略)

第 7 章 外国証券取引口座約款

(下線部分変更)

新	旧
第 1 節 総 則 第1条 (約款の趣旨) (1) この約款は、お客さまと当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。))の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。 (2) お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。))、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引(以下「外国取引」といいます。))及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。))並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。))である場合には、当該外国証券の	第 1 節 総 則 第1条 (約款の趣旨) (1) この約款は、お客さまと当社との間で行う外国証券(日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいいます。以下同じ。))の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。 (2) お客さまは、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引(以下「国内委託取引」といいます。))、外国証券の売買注文を我が国以外の金融商品市場(店頭市場を含む。以下同じ。))に取次ぐ取引(以下「外国取引」といいます。))及び外国証券の国内における店頭取引(以下「国内店頭取引」といいます。))並びに外国証券の当社への保管(当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利(以下「みなし外国証券」といいます。))である

新	旧
口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第4節 雑則 第23条（取引残高報告書の交付） (1) (現行通り) (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (3) (現行通り)	場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。)の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。 なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。 第4節 雑則 第23条（取引残高報告書の交付） (1) (省 略) (2) 前項の規定にかかわらず、お客さまは、当社がお客さまに対して契約締結時交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。 (3) (省 略)

第 12 章 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び 特定非課税累積投資に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは勘定廃止通知書記載事項若しくは非課税口座廃止通知書記載事項(以下「廃止通知書等記載事項」といいます。))の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、<u>廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項</u>を提出又は提供するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3	第2条（非課税口座開設届出書等の提出等） (1) お客さまが非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項及び第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」に加えて「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」、既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「<u>非課税口座廃止通知書</u>」又は「<u>勘定廃止通知書</u>」)を提出するとともに、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

新	旧
第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 3 第 20 項において準用する租税特別措置法施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 33 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。 (2) 当社での再開設、及び他金融機関からの変更設定 <u>「勘定廃止通知書」</u>、<u>「非課税口座廃止通知書」</u>若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項を提出又は提供する場合</u>については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出又は提供してください。また、「非課税口座廃止通知書」、<u>非課税口座廃止通知書記載事項の記載がある書類で「非課税口座廃止通知書」に該当しないもの、非課税口座廃止通知書記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出される場合又は非課税口座廃止通知書記載事項の電磁的方法による提供がされる場合</u>において、当該廃止通知書の交付又は当該非課税口座廃止通知書記載事項の提供の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書又は非課税口座廃止通知書記載事項を受理することができます。 (3) 非課税口座を開設したことがある場合には、<u>「勘定廃止通知書」</u>、<u>「非課税口座廃止通知書」</u>若しくは<u>廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが添付されている場合、廃止通知書等記載事項を記載して「非課税口座開設届出書」を提出する場合又は「非課税口座開設届出書」の提出と併せて行われる電磁的方法による廃止通知書等記載事項の提供をする場合を除き、当社及び他の証券会</u>	(2) 当社での再開設、及び他金融機関からの変更設定 「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年（以下「再開設年」といいます。）又は特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下「再設定年」といいます。）の前年 10 月 1 日から再開設年又は再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができます。 (3) 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。

新	旧
社若しくは金融機関に「非課税口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (4) (現行通り) (5) 非課税口座廃止届出書の受付 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付又は電磁的方法により非課税口座廃止通知書記載事項を提供します。 ①～② (現行通り) (6) 非課税管理勘定又は累積投資勘定等の他金融機関への変更 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付又は電磁的方法により勘定廃止通知書記載事項を提供します。 第3条の3 (特定累積投資勘定の設定) (1) (現行通り) (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「勘定廃止通知書」、「非課税口座廃止通知書」若しくは廃止通知書等記載事項の記載がある書類で「勘定廃止通知書」及び「非課税口座廃止通知書」に該当しないものが提出された場合、廃止通知書等記載事項の記載がされた「非課税口座開設届出書」が提出された場合又は電磁的方法による廃止通知書等記載事項が提供された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積	(省 略) (4) (省 略) (5) 非課税口座廃止届出書の受付 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。 ①～② (省 略) (6) 非課税管理勘定又は累積投資勘定等の他金融機関への変更 お客さまが当社の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から設定年の 9 月 30 日までの間に、租税特別措置法第 37 条の 14 第 13 項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができません。 なお、当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止し、お客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 第 5 項第 9 号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。 第3条の3 (特定累積投資勘定の設定) (1) (省 略) (2) 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1 月 1 日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客さまの非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

新	旧
投資勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。 第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び同条(2)に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等、当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するもの)に限り、)により取得をした上場株式等又は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 30 項に規定する上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) イ～ロ（現行通り） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (2) 特定非課税管理勘定には、前項①に掲げる上場株式等で次の各号に定めるものを受け入れることができません。 ①～③（現行通り） 第8条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） (1)～(3)（現行通り） (4) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出	第5条の4（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲） (1) 当社は、お客さまの非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるもの)に限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客さまが出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び(2)に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。 ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するもの)に限り、)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が 240 万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。) イ～ロ（省 略） ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等 (2) 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。 ①～③（省 略） 第8条（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知） (1)～(3)（省 略） (4) 租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項各号に掲げる事由により、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出

新	旧
し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 32 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。	し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るもの並びに特定口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客さま(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。))による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第 13 章 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

(下線部分変更)

新	旧
第 1 節 総則 第1条 (約款の趣旨) (1)～(2) (現行通り) (3) お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「約款・規程集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。 第 2 節 未成年者口座の管理 第2条 (未成年者口座廃止届出書の提出) 削 除	第 1 節 総則 第1条 (約款の趣旨) (1)～(2) (省 略) (3) お客さまと当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合サービス約款・規定集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。 第 2 節 未成年者口座の管理 第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出) (1) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当社に対して同法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18 条の 12

新	旧
削除 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。 削除 削除	第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客さまが租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 20 項により読み替えて準用する同令第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。 (2) 当社に未成年者口座を開設しているお客さまは、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。 (3) お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。 (4) お客さまがその年の 3 月 31 日において 18 歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年 12 月 31 日又は 2023 年 12 月 31 日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合又は租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。))による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。))が生じた場合を除きます。))には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。 (5) 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客さまがその年 1 月 1 日において 17 歳である年の 9 月 30 日又は 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたものに

新	旧
第3条（継続管理勘定の設定） 削 除 削 除 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。 第4条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税	限り、お客さまが 1 月 1 日において 17 歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客さまに租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。 第3条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定） (1) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条及び第 25 条第 1 項を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。 (2) 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあつては、所轄税務署長から当社にお客さまの未成年者口座の開設ができる旨等の提供があつた日（非課税管理勘定を設定しようとする年の 1 月 1 日前に提供があつた場合には、同日）において設けられます。 (3) 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客さまがその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。 第4条（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理） 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

新	旧
特別措置法第 37 条の 14 第 1 項第 1 号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第 15 条から第 17 条、第 19 条及び第 25 条(1)を除き、以下同じ。) (以下「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)又は継続管理勘定において処理いたします。 第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） (1) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。 ① (現行通り) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日 (以下「5 年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等 ③ (現行通り) (2) (現行通り) 第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>お客さまがその年の 3 月 31 日において 18 歳である年(以下「基準年」といいます。)</u>の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項で定めるやむを得ない事由による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの (以下「災害等による返還等」といいます。) 及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8	第5条（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲） (1) 当社は、お客さまの未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。 ① (省 略) ② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 4 項により読み替えて準用する同条第 3 項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日 (以下「5 年経過日」といいます。)の翌日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5 年経過日の属する年の当社が別に定める期間までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。) ③ (省 略) (2) (省 略) 第8条（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理） 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、<u>基準年の前年 12 月 31 日</u>までは、次に定める取扱いとなります。 ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 8 項に定める事由 (以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わない

新	旧
項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客さまへの返還を行わないこと ②～③ （現行通り） 第12条（出国時の取扱い） (1) お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する「出国移管依頼書」の提出をしてください。 (2) 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 (3) 当社が、「出国移管依頼書」の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に同令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 6 号に規定する「未成年者帰国届出書」の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。 第 3 節 課税未成年者口座の管理 第17条（課税管理勘定の金銭等の管理） 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ①～② （現行通り） ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと 第18条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに	こと ②～③ （省 略） 第12条（出国時の取扱い） (1) お客さまが、基準年の前年 12 月 31 日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、当社に対してその出国をする日の前日までに、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 12 項第 4 号に規定する出国移管依頼書の提出をしてください。 (2) 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、お客さまの未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたします。 (3) 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客さまが帰国（租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 5 第 2 項第 2 号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に未成年者帰国届出書の提出をする時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。 第 3 節 課税未成年者口座の管理 第17条（課税管理勘定の金銭等の管理） 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客さまの基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。 ①～② （省 略） ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと 第18条（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止） 第 16 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに

新	旧
当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 第20条（出国時の取扱い） お客さまが「出国移管依頼書」を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3節（第15条及び第19条を除く）の適用があるものとして取り扱います。 第6節 その他の通則 第25条（課税未成年者口座取引である旨の明示） (1) お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 (2) (現行通り) 第27条（非課税口座のみなし開設） (1) (現行通り) (2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する「非課税口座開設届出書」が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約が締結されたものとみなします。 第28条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～③ (現行通り) ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）	きに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。 第20条（出国時の取扱い） お客さまが出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3節（第15条及び第19条を除く）の適用があるものとして取り扱います。 第6節 その他の通則 第25条（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示） (1) お客さまが受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等（<u>未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。</u>以下この項において同じ。）、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客さまから特にお申出がない場合は、一般口座による取引とさせていただきます。 (2) (省 略) 第27条（非課税口座のみなし開設） (1) (省 略) (2) 前項の場合には、お客さまがその年1月1日において18歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届出書（<u>租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。</u>）が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客さまとの間で<u>特定非課税累積投資契約（同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。）</u>が締結されたものとみなします。 第28条（本契約の解除） 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。 ①～③ (省 略) ④ お客さまが出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

新	旧
⑤ お客さまが出国の日の前日までに第12条(1)の「出国移管依頼書」を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに同条(3)の「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥ (現行通り)	⑤ お客さまが出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客さまが18歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥ (省 略)